

(議案第190号)

3. 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

1 条例改正の趣旨

市長等の期末手当を改定するため所要の改正を行うものである。

2 条例の改正概要

市長等の期末手当については、国における指定職職員の期末勤勉手当の改定を参考に支給月数を改定して来たところであり、平成30年の人事院勧告において指定職職員の勤勉手当が0.05月引上げられたことに伴い、引上げを行うものである。

また、平成31年度以降においては、国県に準拠し6月期及び12月期の期末手当が均等となるよう配分を行う。

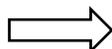
改定内容については、下記のとおり。

○特別職の期末手当

<現行>

6月期	1.575月
12月期	1.675月
計	3.25月

0.05月増



<改定後>平成30年12月分

6月期	1.575月
12月期	1.725月
計	3.3月

<改定後>次年度以降

6月期	1.65月
12月期	1.65月
計	3.3月

3 条例の施行日

- ① 12月期 公布の日から施行（平成30年12月1日適用）
- ② 次年度以降 平成31年4月1日施行